

中学部Ⅰ・Ⅱ課程のきまり

このきまりは、生徒のみなさんが落ち着いた学校生活を送るために決められているものです。このきまりを守り、だれもが気持ちよく過ごせる学校をつくっていくように努力しましょう。

【学校生活】

- 1 遅刻・欠席の場合は、8:00～8:20の間に必ず保護者に連絡をしてもらう。
2 登校後は無断で校外に出ない。(病棟に帰る場合も同じ。)
3 放課後、校内に残る場合には、必ず、担任の先生に伝える。

【所持品】

- 1 学校には、携帯電話、マンガ本、おもちゃ、お金、刃物など学習に不要な物は持ち込まない。

【服装】

- 1 服装は、学生服及び体操服が望ましい(前籍校の制服・体操服か本校の標準服を着用する)。
- 2 肌着を着用すること。男女ともに、シャツから透けないものを着用する(ワンポイント可)。
- 3 女子のスカート丈は、ひざが隠れる程度とする。男子は、ベルトを着用し、ウエスト位置でしめること。
- 4 くつ下は、白・黒・紺の無地とする(ワンポイント可)。女子は冬服着用時に限り、黒のタイツを着用できる。
- 5 寒いときには、スクールセーターやカーディガン等を着てもよい。色は、白・黒・紺・茶・灰色とする。
- 6 ジャンパー、ボックスコートは黒・紺・茶・灰色のものを使用する。また、フード付き及びファー付きは禁止とする。マフラー、ネック

ウォーマー、手袋については登下校中のみ使用し、色は黒・紺・茶・灰色とする。

7 靴は、運動靴とし、白・黒色を原則とする。

【頭髪】

- 1 清潔感のある髪型とする。
- 2 前髪は目にかかるないようにする。
- 3 肩より長い髪は結び、髪留めは、飾りがついていないヘアピンや黒・紺・茶色のゴムを使用する。
- 4 パーマ・染色・脱色は禁止とする。化粧・アクセサリー類についても禁止とする。
- 5 整髪料の使用は禁止とする。

【校外生活】

1 自転車乗車時は、乗車用ヘルメットを着用する。

悩んだときには自分で判断せず、先生に相談しましょう。

令和5年2月 制定

令和5年4月 施行

令和6年2月 改定

令和6年4月 施行